

令和 2 年 3 月 3 日

保護者 様

西海市立大島学校給食共同調理場
場 長 楠本 正信

臨時休業に伴う学校給食費の取扱いについて

日頃より、学校給食につきましては、御理解、御協力賜り厚くお礼申し上げます。
このたびの臨時休業に伴う学校給食費の取扱いについてお知らせいたします。

臨時休業に伴い、給食停止となる日が発生するため給食費返金の対象となります。
通常の返金の対象は、給食停止の日から5日目以降分となりますが、今回は、教育委員会による臨時休業であるため、給食停止の日である3月4日から3月23日の給食費について対象といたします。

返金となる3月分の給食費につきましては、直接の返金ではなく、令和2年度4月分の給食費を減額して調整をさせていただきます。調整後の4月分の給食費の金額については新年度初旬にお知らせいたします。

なお、中学校3年生及び市外の学校等へ転出される児童生徒につきましては、令和2年度4月分での調整ができないため、直接の返金となりますので、その手続等については、別途御連絡いたします。

御理解、御協力をお願いいたします。

※御不明な点がございましたら大島共同調理場（Tel 37-0248）までお願いいたします。